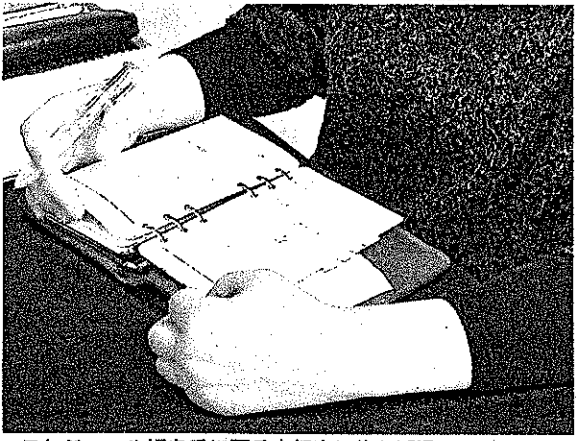


非正規55歳「働ける場所、ない」

コロナ禍 80万人減

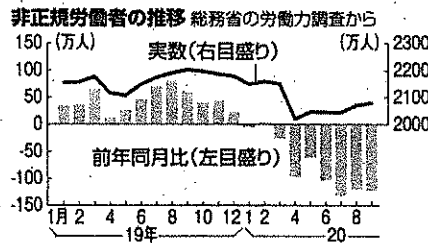


スケジュール帳を手に語る京都府に住む派遣社員の女性。11月はようやく仕事の予定が10日ほど入った＝京都府内、遠藤隆史撮影

新型コロナウイルスの影響が、非正規雇用の労働者を直撃している。総務省によれば、コロナ感染が深刻化する前の今年2月から9月までに非正規労働者が約80万人減少した。正社員の代わりに仕事を減らされたり解雇されたりしたことが背景にあると専門家はみる。仕事のシフトを減らされたのは不当だとして会社を訴えるケースも出てきた。

通勤で駅へ向かう人波を自宅ベランダから眺めると、嫉妬に似た感情がわき上がる。「私には働ける場所がない」。京都府の派遣社員の女性(55)は約1カ月、仕事のない日が続く。府内の百貨店などの催事で接客・販売を担う派遣社員として15年近く働いた。日給約1万円、毎月の収入は27万円ほど。今春新型コロナウイルスが深刻化すると状況が一変。百貨店での特産品の出展販売やスーパーの試食販売など、派遣先の仕事が消えた。4月の勤務はわずか1日。6月ごろから催事が再開されても主催側は仕事が減って社員が回るのに月に数日程度だった。

仕事が急減した春、軽度の認知症がある90代の母親を施設から引き取ったばかりだった。自分の老後のために20年以上積み立てた年金を100万円分取り崩し、生活費に充てた。今月下旬は仕事が入ったが、その先の予定はほぼ白紙だ。「何でこんな試練が」



大阪府内の写真スタジオで働く30代パート女性の代理人として、未払い賃金の支払いなどを求める訴えを近く大阪地裁に起こす。コロナ禍での非正規のシフト削減を問う訴訟は異例という。

訴訟によると、スタジオが休業した4、5月のうち、5月分の賃金は正社員には全額が払われたが、パートには勤務4日分、2万4千円の休業手当のみだった。営業再開後の6月以降もシフトは週1日。出勤日が半減しても全額賃金が支給された正社員と異なり勤務日数分だけで、「差別的扱いだ」と訴える。

シフト減 提訴へ

処遇を巡って裁判に発展するケースもある。

労働問題に詳しい富田真平弁護士は、強制的にシフトを減らされたとする

「雇用の緩衝材」

総務省の労働力調査(10月末公表)によると、コロナ禍が深刻化する前の今年2月時点で、非正規の雇用者数は215.9万人。しか

し9月時点では207.9万人と80万人減。1年前の同じ月で比較すると、19年は全ての月で前年から増えたが、今年9月以降は7カ月連続で減少、9月は12.3万人減だった。

労働政策研究・研修機構の高橋康二・副主任研究員は「解雇や雇止め、自主退職に追い込まれた例が多く含まれるのでは」とみる。一方、正社員の雇用者数は2月と9月の時点ではほぼ同数。「正規雇用を維持する『雇用の緩衝材』として非正規が影響を受けた」各地の相談窓口にも「OS」が寄せられる。

(遠藤隆史)